

## 加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

●選択項目のにはレ点をご記入ください。

## 1. 申出者

▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

氏名	フリガナ	基礎年金番号	一	月	日	
		生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和5	年	月	日
			<input checked="" type="checkbox"/> 平成7			

被保険者の種別

第1号被保険者  
 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)のいずれにも加入していない方  
(00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の方)  
 第3号被保険者

(※1)確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

- 企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。
- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
- 掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。  
例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額と掛金額との差額分は、拠出単位期間内に限り繰り越すことが可能です。  
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

## 「納付済」欄について

- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
- なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

## 「掛金額」欄について

- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
- 申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

## 2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 年】		
引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円	円
2月26日引落 (1月分)	円	円
3月26日引落 (2月分)	円	円
4月26日引落 (3月分)	円	円
5月26日引落 (4月分)	円	円
6月26日引落 (5月分)	円	円
7月26日引落 (6月分)	円	円
8月26日引落 (7月分)	円	円
9月26日引落 (8月分)	円	円
10月26日引落 (9月分)	円	円
11月26日引落 (10月分)	円	円
12月26日引落 (11月分)	円	円
合 計		円

## 3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 年】以降	
引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	円
2月26日引落 (1月分)	円
3月26日引落 (2月分)	円
4月26日引落 (3月分)	円
5月26日引落 (4月分)	円
6月26日引落 (5月分)	円
7月26日引落 (6月分)	円
8月26日引落 (7月分)	円
9月26日引落 (8月分)	円
10月26日引落 (9月分)	円
11月26日引落 (10月分)	円
12月26日引落 (11月分)	円
合 計	円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。

(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

引落日

6月受付

→ 8月26日

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	0 0 0 5	株式会社 三菱UFJ銀行	事務処理センター
--------	---------	--------------	----------

受付金融機関	令和9 年 月 日	事務処理センター
--------	-----------	----------